

付5 調査票の記入のしかた

令和元年7月改訂

労働力調査 基礎調査票の記入のしかた (2か月目の調査では、調査員が「氏名」を記入してお配りします。)

総務省統計局

労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

調査の対象	<p>ふだん住んでいる人とは、月末現在（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯にすでに3か月以上住んでいる人、又は3か月以上にわたって住むことになっている人をいいます。</p> <p>記入しなければならない人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 ・住み込みの雇い人 ・間借り人又は同居人 <p>(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。</p> <p>・病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。</p>	<p>(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。</p> <p>間借り又は同居している人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。 ・家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。 <p>寄宿者・独身寮などに住んでいる人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。
	<p>調査月の末日（ただし、12月は26日）現在で15歳以上の人については、月末1週間（ただし、12月は20～26日）に少しでも仕事をしたかどうか、何日及び何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、また、1か月間に何日仕事をしたかなど、ありのままの状態を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この1週間に、ふだんしている仕事をした人は、その仕事について記入してください。 ○ ふだん仕事をしていない人が、この1週間にたまたま臨時の仕事を少しでもした場合、その仕事について記入してください。 ○ ふだんは会社に勤めている人が、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝った場合、その農仕事について記入してください。 	

おぼえ書き欄

[この欄は、基礎調査票の第1面⑥欄に**月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**仕事をした時間**を記入する時のおぼえ書き欄として適宜利用してください。]

氏名		時間	時間	時間	時間	時間	時間	記入例	
毎日の仕事をした時間	1日目	月 日 ()	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分	時間 : 分
	2日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	7 : 00
	3日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	: 15
	4日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	6 : 00
	5日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	: 0
	6日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	7 : 00
	7日目	月 日 ()	:	:	:	:	:	:	7 : 00
	1週間の合計	:	:	:	:	:	:	:	合計 27 : 15

2ページ～7ページを参考にして 調査票に記入してください

調査票の記入にあたって



調査票は、機械にかけますので、汚したり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。記入は必ず黒の鉛筆又は黒のシャープペンシルでお願いします。(ボールペン等は使用不可。)

